

裁判所における障害を理由とする 差別の解消の推進について

大阪家庭裁判所事務局総務課

1

<意見交換事項>

1. 各機関における障害者差別解消のための取組や実際にあつた対応事例について
2. 当庁における障害者差別解消のための取組について相談体制の整備や研修・啓発活動が十分なものとなっているか



2

1(1) 裁判所における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応要領

目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、裁判所の職員が適切に対応するために必要な事項を定める。

(平成28年3月23日最高裁判所裁判官会議議決)



3

1(2) 裁判所における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応要領

不当な差別的取扱いの禁止

合理的配慮の提供

相談体制の整備, 研修・啓発

4

2(1) 「不当な差別的取扱いの禁止」とは



職員は、その事務を行うに当たり、障害を理由として、**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

正当な理由なく、障害者を障害者でない者より**不利に**扱うこと

5

2(2) 「不当な差別的取扱い」の具体例

- 窓口対応を拒否又は後回しにする。
- 特に必要ではないにも関わらず、付き添い者の同行を求める。又は、特に支障がないにも関わらず、付き添い者の同行を拒む。
- やむを得ない理由がないのに、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の同伴を拒む。

※いずれも正当な理由がないことを前提としている。これらは飽くまでも例示であり、不当な差別的取扱いはこれらに限られるものではない。

6

1(2) 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

不当な差別的取扱いの禁止

合理的配慮の提供

相談体制の整備, 研修・啓発

7

3(1) 「合理的配慮の提供」とは



障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合, その実施に伴う負担が過重でないときは, 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。

8

3(2) 「合理的配慮」の具体例

- 物理的環境への配慮
…移動の補助等
- 意思疎通の配慮
…筆談, 読み上げ, 手話, 点字, 拡大文字, 身振りサイン等
- その他の配慮
…着席位置の配慮, 待機スペースの準備等

※これらは飽くまでも例示であり, 合理的配慮はこれらに限られるものではない。

9

1(2) 裁判所における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応要領

不当な差別的取扱いの禁止

合理的配慮の提供

相談体制の整備, 研修・啓発

10

4 相談体制の整備, 研修・啓発

- 相談体制
事務局総務課に相談窓口を設置
- 研修
 - ・ 障害者差別解消法及び対応要領についての説明会
 - ・ 要配慮者接遇研修
 - ・ 発達障害に関する講習会
- 啓発
 - ・ 報道等で参考になり得る記事等を随時情報提供 (例「ヘルプマーク」)



11

5(1) 当庁における設備等

- 身体障害者用駐車場
- 点字ブロック
- スロープ
- 身障者対応エレベーター
- 車椅子対応トイレ
- オストメイト対応トイレ
- 車椅子

車椅子



12

5(2) 当庁における設備等

ピクト グラムの説明

【障害をお持ちの方への対応、高齢の方などへの配慮】

車いす対応の駐車場があります	庁舎内受付まで点字ブロックがあります	運物出入口が自動扉です
庁舎内受付まで段差がありません	車いす対応のエレベーターがあります	車いす対応のトイレがあります
オストバイト対応のトイレがあります	貸出車の車いすがあります	補助犬をお連れいただけます

【乳幼児をお連れの方への配慮】

乳幼児いす付きのトイレがあります	おむつ交換台があります	授乳室があります
------------------	-------------	----------

大阪家庭裁判所管内のバリアフリー情報

大阪家庭裁判所

13

5(3) 当庁における設備等

老眼鏡



拡大鏡



5(4) 当庁における設備等

補聴器



骨伝導式補聴器



15

6(1) 当庁における対応事例

- 聴覚障害の事例
- 高次脳機能障害の事例
- 精神障害等の事例



16

6(2) 他庁における対応事例

- 身体障害の事例
- 精神障害等の事例



17

<意見交換事項>

1. 各機関における障害者差別解消のための取組や実際にあった対応事例について
2. 当庁における障害者差別解消のための取組について相談体制の整備や研修・啓発活動が十分なものとなっているか



18

障害相談事例

ケース1（身体障害）

意識ははっきりしているが、寝たきりの状態であるため、裁判所へ出向くことができない。自分のことは自分でやりたいので、代理人に依頼するのは嫌である。裁判所の手続を利用するために、職員を自宅まで派遣してほしい。

ケース2（視覚障害）

裁判所の最寄り駅から庁舎までの先導及び庁舎内の案内のため、職員を一人手配してほしい。第三者には手続の内容を知られたくないので、援助を頼むことができない。手続には約2時間かかると聞いているが、その間、裁判所の職員に常時付き添ってほしい。

ケース3（精神障害）

日頃から、人が多く集まる場所では心臓がドキドキしたり冷や汗が出たりするので、人ごみを避けて生活している。裁判所で手続をする際には、他の来庁者との接触を避けるため、時間外（平日の早朝若しくは夜間又は休日）に対応してほしい。

（注）これらはいずれも架空の事例です。